

医療用補装具を作った場合の子ども医療費の支給について

治療用装具や治療用メガネ等を作り、保険適用となった場合は、子ども医療費の助成対象となります。

【支給の流れ】

- ① 医療用補装具を作成した業者へ全額を支払います。
- ② 対象児が加入している健康保険組合等へ請求し、保険給付を受けます。
- ③ 健康保険組合等からの支給決定後、子ども医療費の申請をします。
- ④ 装具全額から健康保険組合等の支給決定金額を差し引いた額が町から支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・子ども医療費給付申請書
- ・健康保険組合等の支給決定通知書
- ・領収書のコピー
- ・診断書または指示書のコピー